

小金井市市民参加推進会議（第63回）次第

日時 令和4年4月15日（金）午後6時30分から

場所 WEB 会議

1 今期の提言に向けて

2 その他

■配布資料

資料1 第8期市民参加推進会議 提言（たたき台）

資料2 第8期市民参加推進会議行程表

(仮) 市民参加の更なる推進に向けて

「理想の市民参加」「理想の市民参加の実現に向けて」「目指すべき市民参加」

－ 第8期市民参加推進会議の提言 －

I はじめに

第8期市民参加推進会議（以下「第8期推進会議」という。）は、令和2年7月から令和4年6月まで8回の会合をもち、「理想の市民参加」に向けた更なる市民参加の推進のための方策について審議した。

市民参加条例にもあるとおり、市政の主役は市民であり、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方と市民の暮らしは大きく変わってくるものである。市民参加の主たる目的は、市民が主体となって地方自治体を運営し、その望むところ・意見を積極的、的確かつ迅速に市政に反映することにある。

市民参加にあたっては、市民と市とが協働するとともに、広く市民の意見を反映させる必要がある。市民参加なき市政や当事者意識なき市民参加は、市民自らが望む生活を放棄することにつながる。このため、市民は市政に対して当事者意識を持ち、「自分事」として、自らの住む小金井市について考えることが必要であり、ひいては市民の望む暮らしと市政を実現するためにも、市民参加を更に推進していかなければならない。

II これまでの経緯

市では、これまで、附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など市民の市政への参加機会を拡充してきた。

一方、附属機関等を通じて市民参加をする市民は高齢者層が中心であることを受け、第5期推進会議から第7期推進会議においては、議論の焦点を「若者の市政参加」に当ててきた。すなわち、第5期推進会議では、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置、第6期推進会議では、ワークショップの運営や広報、フィードバックについての提言を行ったところである。そして、第7期推進会議では、「若者の市民参加」を促進するためのワークショップの運営方針について提言を行ってきたところである。

これらを踏まえ、第8期推進会議においては、更に市民参加を推進していくため、前提として市民参加の理想像について検討した上で、課題とその解決策をとりまとめ、以下の提言を行う。

III 提言

1 前提（市民参加のあり方・目的・理想像等）

第8期推進会議では、改めて本市における市民参加の現状を整理することで、その前提となる「市民参加のあり方・目的・理想像」等について議論を行った。

（1）「市民参加」概念についての認識と今後の課題

- ① 「市民参加」とは、どのような場合に求められ、何を求められているのかについては、様々な場面があり得る。

例えば、市が特定の課題を既に認識していて、市民に意見を求める場合がある。これに対して、市が特段には積極的かつ具体的な課題としては認識がなかったとしても、市民側が日常の身の回りの問題やトラブルなどを通じて、市に対して問題把握から解決までを働きかける場合も考えられる。このように、市民参加が必要となる対象（場面・内容）は、問題の認識・解決へ向けた議論・解決策の実行等の各段階と、様々な状況があるにも関わらず一律に論じられてしまっているのではないか、との指摘がある。

- ② 「市民参加」が求められる対象（場面や内容）について、市と市民とは協働すべきところ、両者の間で相互の意思疎通が円滑かつ的確には出来ていないことがある。

特に、市民側からすると、「市民参加として自分にどんな役割が期待されているのか」が明確でないために市民参加が進まないのではないか、との指摘がある。

- ③ さらに、市民の意見を市政に反映していくためには、どのようなタイミングで、どのような意見を聞く必要があるのかを明示する必要があるのではないか、との指摘がなされる。すなわち、市民の意思がせつかく示されたとしても反映できない場合があり得る。かかる事態を防止するためには、「市民参加」をもとめる場合に、適時かつ適切にその目的や内容を市民に伝えることが必要となる。

例えば、市政の計画策定初期においては、課題について市民の意見を幅広く自由かつ抽象的にでも求める場合がある。これに対して、解決素案作成後のパブリックコメント段階のような、課題解決の施策がより具体的かつ集約されて進行している場面においては、それ以降に反映できる市民の声の範囲は、場面にあわせて具体的かつ限定的になり得る。このような場合には、市民の声が活用できるように市民参加の内容を明示するとともに、たとえ寄せられた市民の意見が反映自体は困難であっても、その意見自体は将来へ活かす対応をとるべきではないか等、適時な市民参加のあり方と反映されなかった市民の意見の取扱いが課題になり得る。

- ④ 市民参加をする「市民」の意見において、表面に出てきにくく反映しづらいのは、市民の中でも「サイレント層」であり、ここに工夫が必要ではないか、との指摘をうける。

なお、前提として、市民には様々な立場・意見があり、その多様性・個性はすべて尊重すべき点は確認される。市民の意見を求めるにあたって、市民は従来的にくくられがちな性別や世

代等のみならず、ライフステージ・市政への関わりに対する意欲程度・場面・事案等々によって個人の意見を異にするものであることから、市民を安易にカテゴライズすることには注意を要する。

- ⑤ 市民参加をする「市民」が意見を述べる時、どのような立場で意見を述べるべきかについては、議論があり得る。市民参加とは、市民が市政に対して個人の意見を自由に述べることにより市政と暮らしの発展に寄与するとともに、さらに、自身や自身が所属する集団以外の「市民全般」のために「市民を代表」して「市民参加」することまで求めるかは検討の余地がある。

(2) これらの問題意識をうけ、第8期推進会議においては、提言の前提として、第一に市民参加を推進させる対象を、第5～7期推進会議のように特定の世代（若年層）に限定せず、これを包含するより幅広い世代とすることにより、市民参加の裾野を拡大させることを目標として、第二に市民の暮らしやライフステージ等における立場意見の多様化や個性化を念頭に、第三にコロナ禍を含む時代にあうことを留意しつつ、第四に更なる市民参加を推進して、これを市政へ忠実に反映していくために、適時かつ適切な市民参加が可能なシステムないし環境の構築と整備が必要になること、等を認識した。

2 現状と課題

上記の問題意識を踏まえ、第8期推進会議では、より具体的な市民参加における「課題」が抽出された。

(1) 市民が市に対して意見を出しやすい、出したいくなる仕組み作り

■現状と課題

市民参加においては、市民の声を市に届ける環境やシステムが不可欠であるところ、

- 市民が何か意見を出したい時に、どこを窓口として、どうしたらよいか、その手段がわからない。
- 市民が市政に対して様々な意見を表明・発信できるような、場所・ツールがない。あるいは、その場所・ツールがあったとしても、市民が簡便には認識できていない。また、時代に即した場所・ツールが不足している。
- 市民が意見を出した場合に、意見の「その後」がわからない。すなわち、市民は自身の意見が市政への反映がなされるか否か、反映が困難だったとしても市の「受け止め」が示されないと、「意見を出しても何も変わらないのではないか」という市民参加への意義に対する不安と疑問が根底的に生じて、市民参加へ消極的になり得る。
- 附属機関などにおいては、市民側には「こんなことを言ってもいいのかな」という不安があり、

これを払拭する必要がある。

(2) 市から市民への情報発信

■現状と課題

市から市民へは、市政をよりよくするための課題やその解決における市民の声の集約など、市からの情報発信が必要であるところ、

- そのツールにおいては、従来どおり市報等の紙媒体での情報を好む人、また手軽にSNSで情報にアクセスしたい人等、多様なニーズがある。
- 市から市民参加が求められ、あるいは自発的な市政への参加機会があること自体を、市民が知らない環境であることが考えられ、周知が十分されているのか危惧される。
- 市から市民への情報発信は、第一段階である市民の声の募集のみならず、第二段階ともいうべき市民から意見が出された後に、それがどのように市政に反映されたのか、その後、市がどのように市民の声を認識したのかという点について、市から市民へのフィードバックたる「一見して分かるモノ」がなく、市民にとっては自身の声の有効活用や意義についての疑問が拭い去れない。

(3) サイレント層へのアプローチ—市民の市政への関心とその表明の多様化—

■現状と課題

市民の市政に対する興味関心の内容、程度、その表現への意欲は、市民各人によって異なる。市民参加においては、附属機関の委員に着任するなどの市民からの能動的な市民参加があった場合はもちろん、たどえかかる積極的な市民参加がないような所謂「サイレント層」と呼ばれる受動的な態度である市民も含めて、より多くの市民の声を市政に反映することが望まれ、これを可能とする環境整備がもとめられるところ、

- 一概に「サイレント層」と言っても、市政へサイレントである場面と理由は様々であり、その状況に応じた対応が必要となる。

例えば、サイレント層の市民のうち、意見は持っているが何かしらの理由で意見を出さない場合(出せない場合)については、その原因を可能な限り解消する必要がある。これに対して、市民の中にはそもそも意見がない場合や意見をやる気がない場合もあり得て、市政から距離を置き、「そっとしておいてほしい」と希望する人までに、意見を出すように強制することは不必要であることにも留意が必要である。サイレント層へのアプローチにおいては、サイレント層の中でも、意見を出してもいいと思っていなくても意見を出すことができない市民に対して、どのようなアプローチをしたら意見・思い受け取ることができるかが課題である。

(4) 市民と市政の「自分事」「当事者意識」

■現状と課題

市民参加を通じて市政運営のあり方と市民の暮らしが大きく変化するため、市民参加は市民にとって、自らの暮らしに直結するものであるところ、

- 市民が市政を「自分事」「みんな事」として捉えることが出来る場合と出来ない場合の双方が存在する。市民と市政の距離が遠い状況、市政を「自分事」として捉えられない場合を解消することが求められる。
- 市民が市への誇りや愛着がない場合には、市政への無関心に繋がりやすい可能性がある。

3 課題を受けた提言

以上のような課題に対する解決策として、以下のとおり提言する。

市民と市とが協働して、市民参加を更に推進する環境として、

(1) 市民の意見に対する市のフィードバックについての「見える化」を徹底させ、市民の声と市政とが循環する環境作りを促すべきである。

市が、①市民の意見が集約されたかについて市民全体と共有したうえで、②市民の意見が市政に反映されたか否か、③市政に反映されなかったとしても市がどのように受け止めたか、④今後どのように活用するか等を示すことにより、市民が自身らの声を市へ届けることが市政の基礎となっていることを認識できるようになる。また、市民の声が、現時点での市政に直接には反映されなかったとしても、未来の市政に間接的には反映されることを期待でき、更なる市民の意見の深化を通じて、市民の声と市政への反映を循環させることができるようになる。

(2) 市民の意見を出しやすい環境作りをする。 具体的には、

- ① まず、市民参加の前提かつ基本に立ち返り、その意義についての理解を一層広め深めるため、市民参加条例について市民への改めての周知徹底等を図る。
- ② 市民参加を適時かつ適切な内容とするため、時代に即したSNSの活用や二次元コードの利用など、市民が意見を簡単に出すことができるツールの充実を図るべきである。また、そのツールの種類についても、市民への周知を徹底するため、継続的な広報を実施する。
- ③ 市民の意見を聞くためのツールおよび手法（パブリックコメント募集、アンケート、附属機関への着任等）は、市民参加の課題や集約すべき市民の対象に適するように、多様化させる工夫が必要である。ツールについては、例えば、若年層の意見が必要であるときには、特に SNS 等

の電磁的な手法を求める。

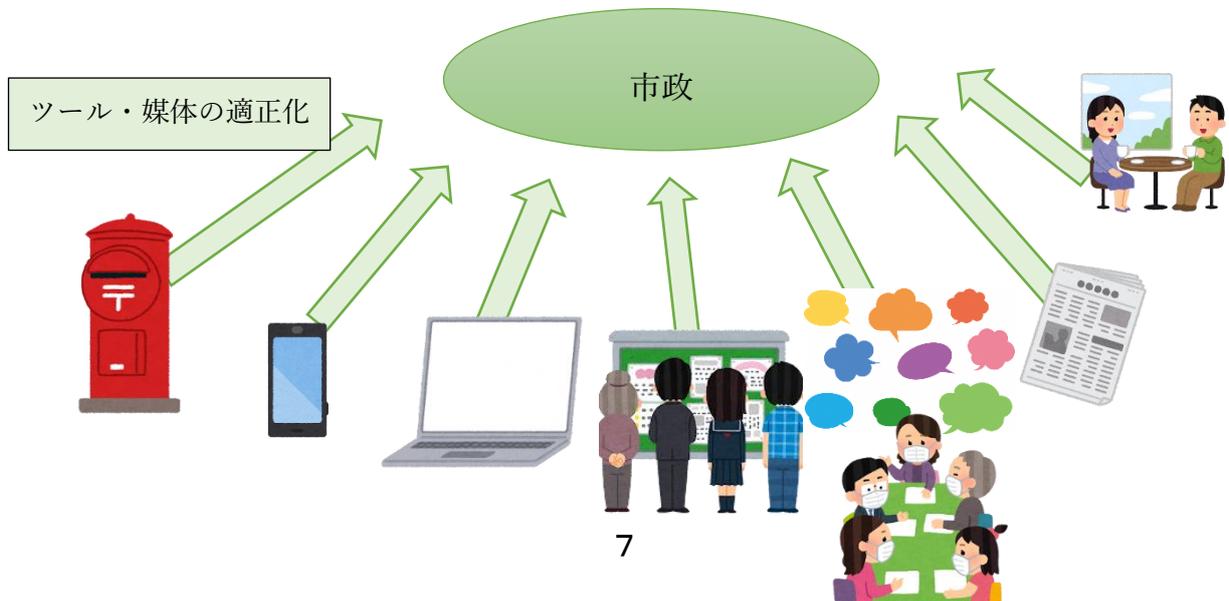
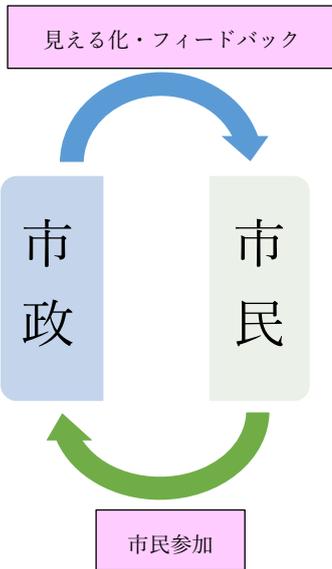
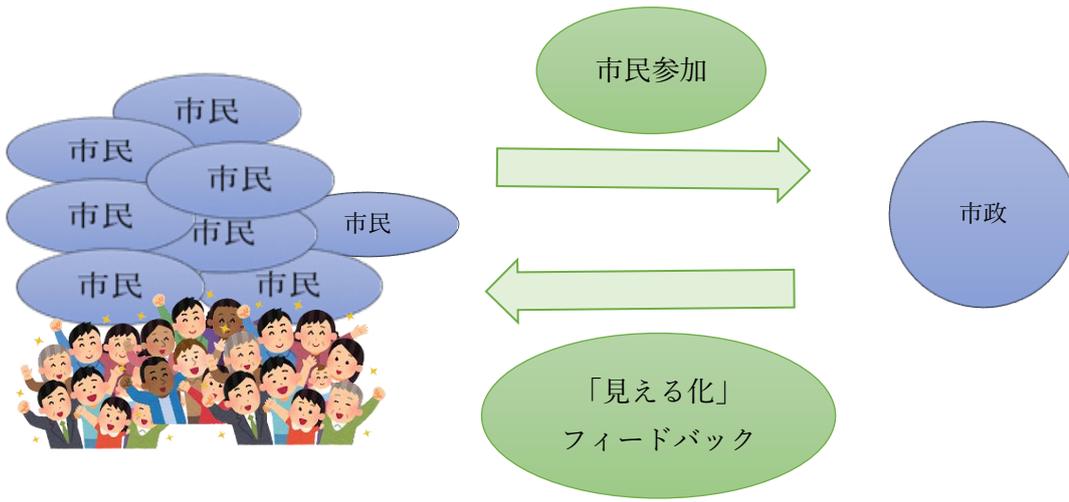
- ④ 市民意見の集約方法においては、市民の生活スタイルや生活導線など多岐にわたるため、その対象層に合わせて、市からの発信について種類を持つことを提言する。なお、窓口（アカウント）やツールが重複して複数個あり煩雑になり得る場合には、統一化や整理も必要とする。
- ⑤ 市民参加にあたっては、市民がいかなる意見も安心して自由闊達な意見が出るような「場」作りが必要である。コロナ禍を通じて、オンライン市民参加のように、衛生上の安全性や物理的な参加の簡便性への配慮は進んだ。ただ、意見を出しやすい環境としては、それ以上に、意見を出す「場」を構成するメンバー同士の「雰囲気づくり」が不可欠であり、この継続的な改善が必要である。
- ⑥ 市民参加にあたっては、サイレント層を含む市民が課題を「自分事」「当事者事」として捉えられるようにすることを求める。

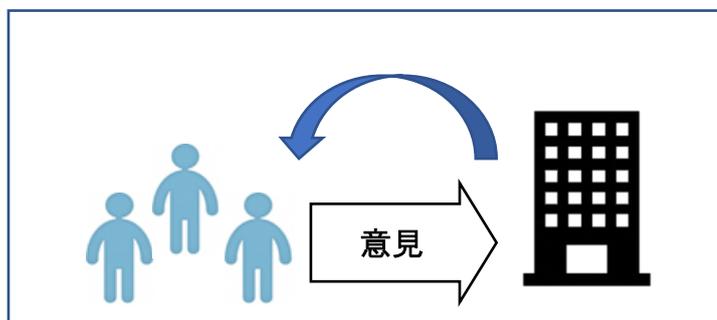
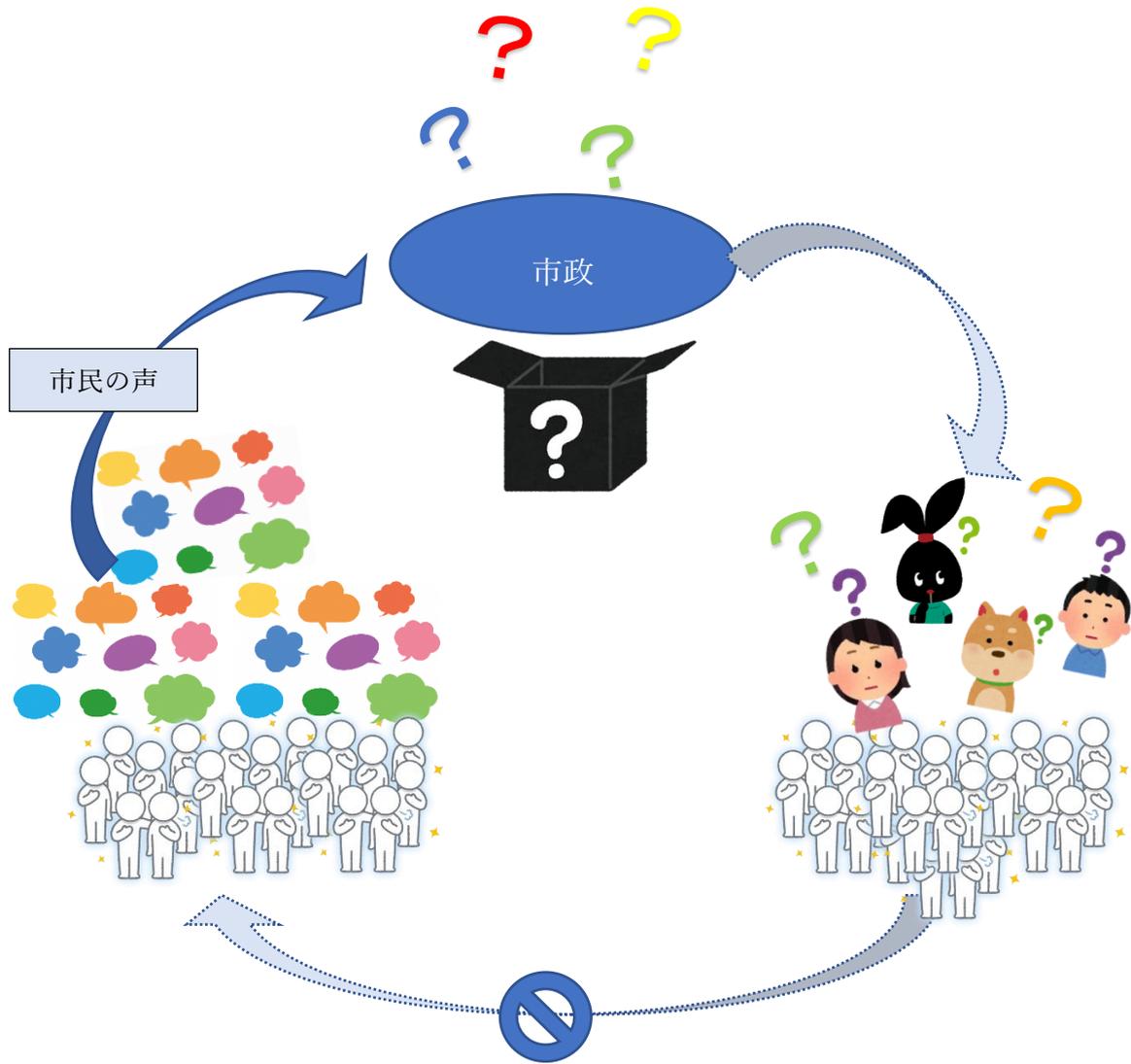
特に、能動的な行動を行う積極的な市民参加（例えば、市民自身から市への「自身の日常生活から市に解決してほしい課題」の発起）のみならず、サイレント層のような市民参加に消極的な市民であっても声を市政へ反映させる行動がとれるようにすべきである。そのためには、市民参加の対象となる課題の内容（市が市民に対して何に困っているのか、何を問題としているのか等）や解決方法について、「具体性」を意識していくべきである。例えば、解決方法についての市民の声の集約にあつては、具体的に、問題・場面設定・解決方法の選択肢の提示等を設定することで、市民側に大きな能動性を不要として、市民が煩雑なことをせず簡便な意思表示のみで市民参加をすることを可能となる。これにより、幅広いライフスタイルの市民層に市政を「自分事」と捉えられる意識の醸成ができ、市政参加が可能になると考える。

IV おわりに

第8期推進会議がイメージする「理想的な市民参加」は、基本的な「市民参加」への市民の理解を改めて広め深める基礎とする。そして、具体的な促進のためには、立場や意見が多様化したサイレント層をも含む現代の市民の声を市政に忠実に反映させることを目的として、ターゲットや内容等に応じて適時適切にツールや媒体を駆使することによって市民の意見を集約のうえ市政に反映して、その結果や過程の「見える化」を図り、市民へのフィードバックを充実させる。これにより、市民と市政の循環と一層の相乗効果が生まれることを想定する。

当事者意識ある市民とこれに応える市政とが循環することにより、「理想の市民参加」の実現が少しでも推進され達成されることを期待する。





第8期市民参加推進会議行程表

	第7期推進会議行程表		第8期推進会議行程表（予定）
1回目（第50回） 平成30年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の互選 ・市民参加条例の概要 ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） 	1回目（第58回） 令和2年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の互選 ・市民参加条例の概要説明 ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・市民参加の事例紹介（小金井市、他市）
2回目（第51回） 平成30年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期市民参加推進会議の議題について 	2回目（第59回） 令和2年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の理想像・目指す姿について ・課題と解決策の洗い出し
3回目（第52回） 平成30年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・若者の市民参加を推進するための方策について ・第1期提言に対する市議会回答について 	3回目（第60回） 令和3年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と解決策の洗い出し ・提言に向けた検討
4回目（第53回） 平成30年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討 	4回目（第61回） 令和3年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・提言に向けた検討
5回目（第54回） 平成30年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討 	5回目（第62回） 令和4年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討
6回目（第55回） 平成31年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討 	6回目（第63回） 令和4年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討（提言文面の確認）
7回目（第56回） 令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討 ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） 	7回目（第64回） 令和4年5月（未定）	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に向けた検討（最終確認）
8回目（第57回） 令和元年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言の受け渡しについて ・提言に対する市長意見について ・第8期の委員募集について ・第7期のまとめ 	8回目（第65回） 令和4年6月（未定）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例運用状況等（附属機関の委員等） ・提言に対する市長意見について ・第8期のまとめ